

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十五号

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境影響評価条例施行規則（平成十一年大分県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項の「及び」中「二十ヘクタール以上」の下に「（特別地域を含むものにあつては、五ヘクタール以上）」を加え、「第九条第十一項」を「第九条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- 一 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和五十五年条約第二十八号）第二条１の規定により指定された湿地の区域
- 二 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園の区域
- 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- 四 大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）第五条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域
- 五 大分県自然環境保全条例（昭和四十七年大分県条例第三十八号）第二条第一項の規定により指定された県立自然環境保全地域の区域
- 六 国際連合教育科学文化機関により認定された生物圏保存地域における核心地域及び

緩衝地域の区域

別表第二の六の項中「五ヘクタール未満」の下に「（特別地域を含むものにあつては、一・二五ヘクタール未満）」を加え、同表に備考として次のように加える。
備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。
別表第三の六の項中「五ヘクタール未満」の下に「（特別地域を含むものにあつては、一・二五ヘクタール未満）」を加え、同表に備考として次のように加える。
備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。
第一号様式から第二十三号様式まで、第二十五号様式及び第二十六号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電所の設置の工事の事業又は発電設備の新設を伴う太陽光発電所の変更の工事

の事業であつて次に掲げるものについては、この規則による改正後の大分県環境影響評価条例施行規則の規定は、適用しない。

- 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可を受けた事業
- 二 施行日前に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた事業
- 三 施行日前に自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項の許可を受け、又は同法第三十三条第一項の規定による届出をした事業
- 四 施行日前に宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文又は第十二条第一項本文の許可を受けた事業
- 五 施行日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出をした事業
- 六 施行日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可を受けた事業
- 七 施行日前に自然環境保全部（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項の許可を受け、又は同法第二十八条第一項の規定による届出をした事業
- 八 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号。以下「再生エネルギー特措法」という。）第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業（次に掲げるものを含む。）
 - イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第二条の規定による改正前の再生エネルギー特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業
 - ロ 改正法附則第五条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業
 - ハ 改正法附則第六条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業
 - ニ 改正法附則第十五条第二項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業
- 九 施行日前に大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）第十三条第四項の許可を受け、又は同条例第十五条第一項の規定による届出をした事業